

社援地発0428第1号
平成27年4月28日

各 都道府県
消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)

「消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて」の一部改正について

「消費生活協同組合模範定款例」（以下、「模範定款例」という。）については、「消費生活協同組合模範定款例の一部改正について（平成27年4月28日社援発0428第10号）」により、その改正を通知したところである。

これに伴い、「消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて（平成12年1月7日社援地発第1号）」について、別紙のとおり改正し、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）」の施行に伴い「〈第1条（目的）関係〉」及び「〈第〇〇条（他の経理への資金運用の禁止）関係〉」については平成27年4月1日より、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第91号）（以下「整備法」という。）」の施行に伴い平成27年5月1日より適用することとしたので通知する。

なお、整備法第72条に基づき模範定款例「第21条（役員の選挙）第3項」及び「第〇〇条（役員の選任）第3項」の監事に関する規定は、整備法の施行日（平成27年5月1日）の際現に存する組合に関しては、整備法の施行日後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、なお従前の例によるものとするので、その取扱いについて留意されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言である。